

●香川県告示第75号

香川県建築基準法及び建築士法に規定する書類の閲覧規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月25日

香川県知事 池田豊人

香川県建築基準法及び建築士法に規定する書類の閲覧規程の一部を改正する規程

香川県建築基準法及び建築士法に規定する書類の閲覧規程（平成19年香川県告示第340号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条の2（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通省令で定める書類、建築士法（昭和25年法律第202号）<u>第23条の9第2号に規定する設計等の業務に関する報告書及び建築基準法施行細則（平成20年香川県規則第47号）第19条第1項に規定する図書又は書面のうち知事が一般の閲覧に供する必要があると認めるもの（以下「閲覧対象書類」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(閲覧対象書類)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）<u>第11条の3第1項に定める書類（同項ただし書の規定によりこれらの図書とみなされる記録を含む。）</u></p> <p>(2) <u>建築士法第23条の9第2号に規定する設計等の業務に関する報告書</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(閲覧所の設置)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条の2（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通省令で定める書類、建築士法（昭和25年法律第202号）<u>第6条第2項に規定する二級建築士名簿及び木造建築士名簿、同法第23条の9に規定する一般の閲覧に供する書類並びに建築基準法施行細則（平成20年香川県規則第47号）第19条第1項に規定する図書又は書面のうち知事が一般の閲覧に供する必要があると認めるもの（以下「閲覧対象書類」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(閲覧対象書類)</p> <p>第2条 閲覧対象書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）<u>第11条の4第1項に定める書類（同項ただし書の規定によりこれらの図書とみなされる記録を含む。）</u></p> <p>(2) <u>建築士法第6条第2項に規定する二級建築士名簿及び木造建築士名簿</u></p> <p>(3) <u>建築士法第23条の9に規定する登録簿及び設計等の業務に関する報告書</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(閲覧所の設置)</p> <p>第3条 前条の閲覧対象書類を閲覧するための場所（以下「閲覧所」という。）は、次の各号に掲げる閲覧対象書類の区分に応じ、当該各号に定める場所に置く。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

(3) 前条第2号に掲げる閲覧対象書類 香川県土木部建築指導課内

(4) 前条第3号に掲げる閲覧対象書類 香川県土木部建築指導課内及び当該書類に係る建築物、建築設備又は工作物の敷地となる土地の区域を所轄する土木事務所等内

(閲覧時間等)

第4条 略

2・3 略

4 前項の場合には、あらかじめ、その旨を閲覧所前に掲示するとともに、
県のウェブサイトに掲載する。

(3) 前条第2号及び第3号に掲げる閲覧対象書類 香川県土木部建築指導課内

(4) 前条第4号に掲げる閲覧対象書類 香川県土木部建築指導課内及び当該書類に係る建築物、建築設備又は工作物の敷地となる土地の区域を所轄する土木事務所等内

(閲覧時間等)

第4条 略

2・3 略

4 前項の場合には、あらかじめ、その旨を閲覧所前に掲示する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。